第2回香川県不登校児童生徒支援協議会 会 議 次 第

日 時:令和5年11月20日(月)15時~16時30分場 所:香川県教育センター 第1・2中研修室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 第1回協議内容の振り返りと今後の見通し
 - (2) 不登校支援ガイドライン作成について
 - (3) 今後の協議について
- 3 閉 会

香川県不登校児童生徒支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県の不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実に向けた取組みなどについて検討等を行うため、香川県不登校児童生徒支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 不登校の未然防止に関すること
- (2) 不登校児童生徒の支援に関すること
- (3) 支援に関わる民間支援団体等と学校や関係機関、教育・福祉行政との連携に関すること
- (4) その他不登校施策に関すること

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、香川県教育委員会教育長(以下 「教育長」という。)が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) フリースクール等民間支援団体関係者
- (4) 教育行政関係者
- (5) 福祉行政関係者
- (6) その他教育長が必要と認める者
- 2 委員の任期は I 年とし、再任を妨げないとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠 委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は会長が招集し、その議長となる。ただし、任期満了後最初の協議会については、教育長が招集する。
- 2 協議会は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局義務教育課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は令和5年7月31日から施行する。

香川県不登校児童生徒支援協議会 委員名等

令和5年7月31日

所属·役職名	委 員
香川県健康福祉部子ども政策推進局 次長 兼子ども政策課 課長	石井 一暢
香川県総務部総務学事課 課長	井元 浩司
NPO 法人わははネット 理事	太田 広美
香川県中学校校長会 会長	大谷 伸一
香川県教育委員会事務局義務教育課 課長	荻原 絢嗣
NPO 法人四国ブロックフリースクール研究会 代表理事	川村 圭
香川県社会福祉協議会 事務局長	日下 直和
香川県市町教育委員会連絡協議会教育長部会 会長	小柳 和代
香川県 PTA 連絡協議会 会長	佐々木俊輔
こころの医療センター五色台 院長	佐藤 仁
香川県高等学校 PTA 連合会 会長	杉本 勝利
香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 課長	田中久美子
香川県健康福祉部障害福祉課 課長	土手 政幸
香川県臨床心理士会 会長	豊島佳津子
香川スクールソーシャルワーカー協会 副会長	藤澤 茜
香川県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	藤田明
香川県小学校校長会 会長	溝内 哲也
就労移行支援施設 hito.toco 代表理事	宮武 将大
香川大学教育学部 准教授	宮前 淳子
高松市総合教育センター(教育支援センター) 所長	宮脇 充広
香川県高等学校校長会 会長	山本 主税
香川県教育委員会事務局高校教育課 課長	吉田 智